

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

〃

○ 保安林の指定予定  
○ 保安林の解除予定

治山課

○ 道路の区域変更  
○ 道路の供用開始

道路整備課

### 【公告】

○ 農業振興地域の区域の変更

農村振興課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 公共測量の終了

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 〃  
〃

〃 〃

## 目次

担当課（室）

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

### 【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

選挙管理委員会

（県例規集登載）

### 【海区漁業調整委員会】

○ 岡山・香川連合海区漁業調整委員会の開催

海区漁業調整委員会

○ 岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の開催

〃

◎岡山県告示第五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

令和八年二月六日

指定を更新した医療機関

名称

あおば薬局

所在地

津山市宮尾二八五―二一

岡山県知事

伊原木

隆

太

更新年月日

令和八年二月一日

◎岡山県告示第五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和八年二月六日

指定を辞退した医療機関

名称

クオール薬局高梁南町店

所在地

高梁市南町七〇

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和八年二月一日

◎岡山県告示第五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

井原医師会訪問看護ステーション

井原市井原町一八一―五

訪問看護（腎臓）

令和八年二月一日

津山口薬局

津山市津山口五七―四

調剤

令和八年二月一日

◎岡山県告示第五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

クオール薬局高梁南町店

医療機関の所在地

高梁市南町七〇

高梁市南町七九―二

令和八年二月二日

◎岡山県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市西片上字城ヶ谷二〇六二の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所  
瀬戸内市邑久町虫明字瀬二四四八の四
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため
- 一 解除予定保安林の所在場所  
瀬戸内市邑久町虫明字瀬二四四六、二四四七、二四四八の四
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

# 令和8年2月6日 岡山県公報 第12775号

◎岡山県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八二号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山中福田字四久保田三六一番一 八地先から	新	一〇・五 二七・七	四四・二
真庭市蒜山中福田字四久保田三五六番五 地先まで	旧	七・四 一五・四	四四・二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中福田湯原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山中福田字四久保田三六一番九 地先から	新	一〇・八 一五・〇	一六八・〇
真庭市蒜山中福田字原ノ前三五四番五地 先まで	旧	五・九 八・四	一六八・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中福田湯原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市蒜山西茅部字稲荷田五六五番地先から 真庭市蒜山西茅部字ガガラ五八九番地先まで	真庭市蒜山西茅部字稲荷田五六五番地先から 真庭市蒜山西茅部字ガガラ五八九番地先まで	新	一二・四〇 一七・三〇	三一・七〇
真庭市蒜山西茅部字ガガラ五八九番地先まで	真庭市蒜山西茅部字ガガラ五八九番地先まで	旧	九・五〇 一六・二〇	三一・七〇

令和8年2月6日 岡山県公報 第12775号

◎岡山県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四八二号	真庭市蒜山中福田字四久保田三六一番一八地先から 真庭市蒜山中福田字四久保田三五六番五地先まで	令和八年二月六日
県道	中福田湯原線	真庭市蒜山中福田字四久保田三六一番九地先から 真庭市蒜山中福田字原ノ前三五四番五地先まで	
県道	中福田湯原線	真庭市蒜山西茅部字稻荷田五六五番地先から 真庭市蒜山西茅部字ガガラ五八九番地先まで	

〔四八〕農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、次に掲げる農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

備前農業振興地域

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を岡山県農林水産部農村振興課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

〔四九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

和気郡和気町保曾 地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和八年一月二十八日から 同年三月二十七日まで	測 量 期 間

〔五〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市全域	測量区域
3D都市モデル作成 公共測量（数値地形図修正及び	測量の種類
令和七年十月三十一日	終了年月日

〔五一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

真庭市大庭地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年一月二十六日	終了年月日

〔五二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年二月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字近政三八一番二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南二丁目二七番地一四ヌーベルアンジュⅡ一〇五

伊藤 洸輝

伊藤 美希

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十一月十日岡山県指令建指第一七九号

〔五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年二月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字池ノ下一七一六番三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野二四六番地一 ビレッジ大平二〇五

妹尾 広大

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十一月二十一日岡山県指令建指第二〇〇号

〔五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市溝口字土野一六二番六、一六二番七、一六二番八、一六三番一、一六三番二、  
一六四番七、一六二番四の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市北溝手二三五番地

株式会社エンスイ工業

代表取締役 難波 佳代

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十月九日岡山県指令建指第一六一号

〔五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市溝口字土野一六二番六、一六二番七、一六二番八、一六三番一、一六三番二、一六四番七、一六二番四の一部

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市北溝手二三五番地

株式会社エンスイ工業

代表取締役 難波 佳代

五 許可年月日及び許可番号

令和七年十月九日岡山県指令建指第一六一号

◎岡山県選管告示第二十六号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和八年二月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表老人ホームの項中「特別養護老人ホーム長船荘」を「特別養護老人ホームグランディアあじさい」に改める。

◎岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第六十五回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和八年二月六日

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

会長 北尾 登史郎

一 日時

令和八年二月十八日（水）

午後二時から

二 場所 香川県高松市サンポート一番一号

高松港旅客ターミナルビル 七階会議室

TEL（〇八七）八五一―三四四二

三 議題

第一号議案 令和八年度における各種漁業の入会調整について

◎岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七条第一項の規定により、第六十四回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和八年二月六日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会長 田沼政男

一日時

令和八年二月十九日（木）

午後三時三十分から

二 場所 兵庫県神戸市中央区下山手通四丁目一八番一号

兵庫県立ひょうご女性交流館 五〇一会議室

TEL（〇七八）二二一―八〇三一

三 議題

第一号議案 令和八年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について